

久留米市生涯学習センター一等 指定管理者募集要項

令和元年6月

久留米市
市民文化部生涯学習推進課

目 次

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準	1
3	指定期間	1
4	利用料金に関する事項	2
5	管理運営に関する経費	2
6	応募資格及び欠格事項等	3
7	指定の取り消し及び業務停止に関する事項	4
8	応募方法	4
9	提出書類	5
10	指定管理者の選定及び指定	5
11	選定基準	6
12	選定結果の公表	7
13	全体のスケジュール	7
14	説明会の開催	7
15	募集要項に関する質問の受付及び回答	7
16	著作権の帰属	8
17	申請に対する費用負担	8
18	基本協定書及び年度協定書の締結	8
19	その他注意事項	8

久留米市生涯学習センター等指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 名称

久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設（愛称：えーるピア久留米。以下、「複合施設」という。）

(2) 所在地 久留米市諏訪野町1830番地6

(3) 建物概要

竣工	平成13年5月
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
規模	地上4階建、体育館のみ別棟1階建
敷地面積	24,343㎡ (サンライフ久留米・文化財収蔵館・埋蔵文化財センター・計量検査所・久留米中央第3地域包括支援センター敷地を含む)
建築面積	4,765.68㎡
延床面積	10,196.74㎡
駐車場台数	232台

(4) 施設配置図 「久留米市生涯学習センター等指定管理者業務基準書」に添付

(5) 複合施設敷地内に存在する他の施設

- ① 久留米市中高年齢福祉センター（愛称：サンライフ久留米）
- ② 久留米市文化財収蔵館
- ③ 久留米市埋蔵文化財センター
- ④ 久留米市計量検査所
- ⑤ 久留米中央第3地域包括支援センター

(6) 生涯学習センター内で占有使用する機関

- ① 久留米市市民文化部生涯学習推進課
- ② 久留米生涯学習推進市民協会
- ③ 久留米市女性の会婦人会連絡協議会
- ④ 久留米市子ども会連合会
- ⑤ 久留米市人権・同和教育研究協議会
- ⑥ 久留米少年サポートセンター
- ⑦ ぷちトマト

(7) 備考

久留米市生涯学習センター等指定管理者は、「久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター」の4施設で構成する複合施設の施設管理と、その敷地の管理及び「久留米市生涯学習センター」の事業を行います。

なお、「久留米市生涯学習センター」は、市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的に設置されています。

2 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準

「久留米市生涯学習センター等指定管理者業務基準書」のとおり

3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

なお、利用料金の額は、条例及び規則別表で定める範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めることとします。具体的には、条例及び規則で定める額を上限とします。

利用料金制度…公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって収受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

(2) 施設等利用料金の減免等について

施設等利用料金の減免及び返還については、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例及び久留米市生涯学習センターの利用料金に関する規則の規定によります。なお、施設等利用料金の減免分については、市より補填いたしません。

5 管理運営に関する経費

(1) 指定管理料の支払い

複合施設の管理に係る全ての費用は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。年間の指定管理料は、事業計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。

また、指定管理料は、原則として精算方式とはせず、定額払い方式とします。

具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、締結する協定書によって定めます。

定額払い方式…管理経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。利用料金制度の場合は、利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。

精算方式…指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

(2) 管理運営経費の推移（単位：千円） … 固定的経費については別紙参照

	H28年度	H29年度	H30年度	備考
収入				
施設使用料等	46,236	44,317	43,571	
指定管理料	134,583	134,552	134,507	
収入 計	180,819	178,869	178,078	
支出				
人件費等	47,500	51,083	51,981	給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費
光熱水費	29,837	32,021	30,544	
修繕費	4,373	2,938	3,949	1件500千円未満の小規模修繕
業務委託費	68,455	69,634	68,368	清掃、保守、夜間管理等
報償費	2,508	2,840	2,810	講師謝金等
租税公課	8,736	8,445	8,577	消費税等
その他諸費	15,019	11,643	11,598	消耗品、印刷、賃借料、保険料等
支出 計	176,428	178,604	177,827	

※自主事業（喫茶・自主講座等）に関する収支を除く。

(3) 指定管理者が負担する主な固定的経費の状況（単位：円、税込）

		年額	備考
占有 事務室	コピー機使用料	780,316	平成30年度実績 生涯学習推進課、男女平等推進センター、人権啓発センター、消費生活センター、生涯学習推進市民協会使用分 別途コピー用紙負担有り。機器はリース期間満了
通信機器	ケーブルテレビ	81,648	平成30年度実績
	ケーブルインターネット	243,648	平成30年度実績
	電話料金	1,653,182	平成30年度実績
	URLフィルタリング手数料	174,960	平成30年度実績
	NHK受信料	13,990	平成30年度実績
その他	公民館総合保険	153,000	平成30年度実績
	緊急時発電機用重油	97,200	平成29年度実績（2年に1回程度）
	給茶機経費	0	平成30年度実績
	管球関係（施設用）	329,400	平成30年度実績
	管球関係（ホール用）	260,874	平成30年度実績

(4) 指定管理料の債務負担

施設に係る指定管理料の限度額（債務負担行為）は、下記のとおりです。

事 項	期 間	限度額
生涯学習センター等指定管理料	令和2年度から5年間	688,585千円

※消費税率は10%を想定して限度額を設定しています。

6 応募資格及び欠格事項等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体（NPO法人、市民団体等）が対象で、法人格の有無は問いません。なお、グループ（連合体）で応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の（1）から（6）のいずれかに該当する団体（グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが（1）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）のいずれかに該当する団体）は応募できません。また、これらに該当することが判明した場合は失格とします。

- （1） 地方自治法施行令167条の4に該当する法人その他の団体等
- （2） 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等
- （3） 税（国税及び地方税）を滞納している法人その他の団体等
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更正又は再生手続きを開始している法人その他の団体等
- （5） 久留米市から指名停止措置を受けている法人その他の団体等
- （6） 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等
 - ① 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による本市または本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力

団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者

(7) グループ（連合体）による応募で、次に掲げる団体

- ① 単独で応募した団体が、グループ（連合体）による応募の構成団体になること
- ② 複数のグループ（連合体）による応募の構成団体になること
- ③ 意思決定等を行う本社等の機能を市内に有する団体が構成団体に含まれていないグループ

7 指定の取り消し及び業務停止に関する事項

市は、次のいずれかに該当するなど、管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることがあります。

なお、この場合において、市又は第三者に損害が生じた場合は、当該指定管理者が賠償するものとし、指定管理者に損害が生じた場合でも、市は賠償の責めを負わないものとします。

- ・業務に際し不正行為があったとき
- ・市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ・市と締結した協定に定める内容を履行せず、又は協定内容に違反したとき
- ・暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、指定管理者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき

8 応募方法

(1) 応募書類の配布

配布期間	令和元年6月14日（金）から令和元年8月30日（金）まで （ただし、午前9時から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く）
配布場所	〒830-0037 久留米市諏訪野町1830番地6 久留米市市民文化部生涯学習推進課（えーるピア3階） TEL:0942-30-7970 FAX:0942-30-7971 e-mail:manabi@city.kurume.fukuoka.jp ※久留米市ホームページからダウンロードできます。
配布資料	① 久留米市生涯学習センター等指定管理者募集要項（本書） ② 久留米市生涯学習センター等指定管理者業務基準書 ③ 指定管理者指定申請書（第1号様式） ④ グループ応募構成書（様式1） ⑤ 応募資格に係る申立書（様式2） ⑥ 管理運営業務計画書（様式3） ⑦ 管理に係る収支計画書（様式4） ⑧ 質問書（様式5） ⑨ 委任状（様式6）

* なお、市民文化部総務（久留米市庁舎12階）でも、応募書類を配布いたします。

* 収支計算書の作成における消費税等の取り扱いについては、令和元年10月以降は税率10%を前提として作成することとします。

(2) 応募方法

提出書類の正本1部及び副本（コピー可）11部の計12部を、提出期間（申請期間）内に持参又は郵送により提出してください。なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、下記に示す提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）につづり、背表紙及び表紙に当該施設名称、団体名称、正本、副本がわかるように明記してください。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

提出期間 (申請期間)	令和元年8月16日(金)から令和元年8月30日(金)まで (ただし、午前9時から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く) 郵送による場合は、令和元年8月30日(金)午後5時15分までに必着とし、 配送等が確認できる方法で送付してください。
提出先	〒830-0037 久留米市諏訪野町1830番地6 久留米市市民文化部生涯学習推進課(えーるピア3階) TEL:0942-30-7970 FAX:0942-30-7971 e-mail:manabi@city.kurume.fukuoka.jp

9 提出書類

提出する書類は、次に掲げるとおりです。なお、グループ応募申請を行う場合は、グループ応募構成書(様式1)及び構成する団体全てに係る②、⑤、⑥、⑦の書類を提出してください。

また、申請書を本社ではなく支社、事業所、事務所等で提出される場合には、委任状(様式6)を併せて提出してください。

なお、市は暴力団の排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

① 指定管理者指定申請書(第1号様式)

② 応募資格を有することを証する書類

ア 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

イ 当該法人の登記事項証明書(写しも可)

ウ 納税証明書(直近1年分)

(法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、及び事業所税について滞納がないことを証明する書類)

※課税されていない団体等は、応募資格にかかる申立書(様式2)の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、都道府県税及び市町村税は受任地の証明書を提出すること。

エ 役員名簿(氏名、読み仮名、生年月日、及び性別が記載されたもの)及び履歴書

オ 応募資格に係る申立書(様式2)

※令和元年6月14日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヵ月以内のものとしします。

③ 管理運営業務計画書(様式3)

④ 管理に係る収支計画書(様式4)

※消費税率は10%として作成し、利用料金収入については、現行の利用料金に110/108を乗じた額を基礎として算出すること

⑤ 団体の経営状況を証明する書類(事業報告書、収支(損益)計算書、賃借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類)

※いずれも直近の会計年度のもの

⑥ パンフレット等団体の概要がわかるもの

⑦ その他必要と思われる書類

10 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

久留米市生涯学習センター等指定管理者候補者選定委員会を設け、選定基準に基づく総合的判断により指定管理者候補者(優先交渉権者)を選定いたします。また、二次審査の対象団体等が3以上あ

る場合は、第2順位の候補者まで選定します。

(2) 一次審査

一次審査は書類審査とし、審査結果は審査後速やかに全ての申請者に文書にて通知します。

(3) 二次審査

一次審査通過者に、二次審査（面接審査）を実施します。

- ① 二次審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。
- ② 二次審査の日時・会場等については、決定次第速やかに文書にて通知します。
- ③ 二次審査の結果は、決定後速やかに全ての受検者に文書にて通知します。
- ④ 市では、選定基準に基づく総得点及び項目ごとの得点の最低基準を定めることとし、この最低基準に到達する申込者が1団体もなかった場合は、必要な期間を定め、再度、事業計画書等の必要書類の提出を求め、2回目の審査を行います。なお、これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(4) 指定管理者の指定

正式な決定（指定管理者の指定）は、市議会の議決を受けた後となります。（令和元年12月下旬を予定しています。）

1.1 選定基準

選定は、以下の審査項目の配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式によって行います。

1 管理運営に係る業務が、施設の設置目的を理解し、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること	30点
(1) 「公の施設」、「指定管理者」の意義や、それに関する基礎的な知識を有しているか	
(2) 施設の設置目的や、市が示した管理・運営に関する方針や基本的な考え方を理解しているか	
(3) 利用者の公平・公正を確保するための考え方、手法・対策が具体的に示されているか	
(4) 情報公開・個人情報保護にかかる措置が具体的に示されているか	
2 管理運営に係る業務が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	75点
(1) 施設の効用を高めるための利用促進策が具体的に示されているか	
(2) 利用者へのサービス向上の具体策は示されているか	
(3) 利用者の要望の把握及び事業への反映について配慮は適切か	
(4) 施設・設備の保守・維持管理について、安全を念頭に十分な配慮が示されているか	
(5) 非常事態に対応し得る防災、安全管理計画が示されているか	
3 管理運営に係る経費の縮減が図られているものであること	25点
(1) 経費節減のための具体策が適切か	
(2) 人件費の設定は適切か	
4 管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	50点
(1) 団体等の財務状況は健全か	
(2) 管理を安定的に行うことが可能な職員配置計画及び採用計画となっているか	
(3) 職員体制及び職員の指導育成、研修体制は適切か	

(4) 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か	
(5) 類似施設を良好に運営した経験や類似業務の実績があるか	
5 地域経済の活性化に寄与することが認められるものであること	20点
(1) 市内に意思決定等を有する本社等の機能を有しているか	
(2) 市内の既設事業所は充実した活動をしているか	
(3) 地域経済の活性化を視野に入れた目標や内容があるか	

1.2 選定結果の公表

久留米市のホームページにおいて、全ての二次審査参加者の名称・評価・採点表を公開します。

1.3 全体のスケジュール

① 応募書類等の配布期間	令和元年 6月14日(金)～8月30日(金)
② 説明会(現地)の開催	同年 7月10日(水)
③ 質問書提出期間	同年 6月14日(金)～8月2日(金)
④ 質問の回答期限	同年 8月9日(金)
⑤ 応募書類等の提出期間	同年 8月16日(金)～8月30日(金)
⑥ 一次審査(書類審査)の結果通知	同年 9月上旬(予定)
⑦ 二次審査(プレゼンテーション)	同年 9月下旬(予定)
⑧ 選定結果公表	同年 10月下旬(予定)
⑨ 指定管理者候補者との仮協定締結	同年 11月下旬(予定)
⑩ 指定管理者の指定	同年 12月定例議会議決後
⑪ 年度協定の締結・管理開始	令和2年 4月1日

1.4 説明会の開催

応募方法、提案書類、指定管理者業務及び現場の状況等について説明会を開催します。なお、本説明会では質疑は行いません。質問は次項の「質問受付及び回答」により行ってください。

- ① 開催日時 令和元年7月10日(水) 14:00
- ② 開催場所 えーるピア 301・302学習室
- ③ 参加者等 1団体等につき2名まで
- ④ 申込方法 令和元年7月5日(金)午後5時15分までに、久留米市市民文化部生涯学習推進課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、団体名、役職名、氏名、連絡先を郵送、FAX、メールのいずれかにて申し込んでください。その際、様式は問いませんが、標題に「生涯学習センター等指定管理者現地説明会」と明記してください。

1.5 募集要項に関する質問の受付及び回答

- ① 質問書提出期間 令和元年6月14日(金)～8月2日(金) 17時15分まで
- ② 提出様式 生涯学習センター等指定管理者募集に係る質問書(様式5)
- ③ 提出方法 久留米市市民文化部生涯学習推進課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、持参、郵送、FAX、メールのいずれかにて提出(電話による質問受付は行いません)してください。ただし、提出期間内に必着といたします。
なお、現指定管理者に直接質問することはできません。
- ④ 回答方法 質問内容及び回答を令和元年8月9日(金)までに久留米市のホームページ

に掲載します。質問者へ郵送、メールなどにより直接回答することはありませんのでご注意ください。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

16 著作権の帰属

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、久留米市は優先交渉権者の選定結果の公表や情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合には、申請書類を使用できるものとします。

17 申請に対する費用負担

申請に関する費用は、全て提案者の負担となります。

18 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者を指定管理者候補者として仮協定を締結します。その後久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書きかえることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定の確定は、仮協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。

なお、協定書への印紙の貼付の可否については、指定管理者候補者において、管轄の税務署に確認し、必要に応じて貼付するものとします。

19 その他注意事項

(1) 複数提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

(2) 申請書類の取扱い

市が受領した申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(3) 申請書類の変更

一旦、市が受領した申請書類については、軽微な修正を除き、変更は認めません。

(4) 申請書類等の虚偽等による失格

申請書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格とします。

(5) 追加書類の提出

市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(6) 情報公開等の取扱い

申請書類は、久留米市議会審議及び情報公開請求において、原則開示します。

(7) 提案辞退

申請した後に提案を取り下げることは、理由の如何に関わらず認められません。

(8) 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

令和元年 月 日

久留米市教育長 へ

申請者 住 所

団体名称

代表者名

印

電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

久留米市生涯学習センター等

2 添付書類

久留米市教育長 あて

申請施設名	久留米市生涯学習センター等
-------	---------------

・グループ（共同企業体等の連合体）名称

・代表団体

団体名称 _____

住所 〒 _____

代表者名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

団体名称 _____

住所 〒 _____

代表者名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

団体名称 _____

住所 〒 _____

代表者名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

・構成団体

団体名称 _____

住所 〒 _____

代表者名 _____ 印

連絡先電話番号： _____ 担当者

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

応募資格に係る申立書

年 月 日

久留米市教育長 あて

団体名称

住 所

代表者名

印

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の募集に係る応募資格について、下記のとおり申し立てます。
本書に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

応募資格について

- ①地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、久留米市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されているものに該当しない。
- ②地方自治法第244条の2第1項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものに該当しない。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更正又は再生手続を開始しているものに該当しない。
- ④租税公課を滞納しているものに該当しない。なお、久留米市の市税（延滞金含む）の納付状況について調査されることを承諾する。
- ⑤久留米市から指名停止措置を受けているものに該当しない。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するものに該当しない。

納税義務について（課税対象の有無）

- 久留米市税の納税義務がない。
- 都道府県税の納税義務がない。
- 国税の納税義務がない。
- 久留米市以外の市町村民税の納税義務がない。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

管理運営業務計画書

施設名	久留米市生涯学習センター等		
団体等名称(第 1 号様式記載名称)			
久留米市内の意思決定を行うことが きる機関（事務所または事業所）の住所 （非法人の場合は、代表者の住所）	〒		
上記の電話番号及び F A X 番号	電話	F A X	

I 住民の利用における公平性の確保について

ア 『市民の生涯学習の振興及び普及を図る』ことを目的とする当施設をどのように管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください。

イ 住民・団体の利用に関し、社会教育施設として公平・公正を確保するための考え方や手法・対策について、具体的にご記入ください。

ウ 個人情報が入力されている書類の保管や、職員が職務上知り得た情報など、個人情報保護や情報公開への適切な対応について、具体的にご記入ください。

II 施設の効用の最大化について

ア 生涯学習センターの設置趣旨・理念の実現や効用の最大化、施設の利用促進を図るため、どのようなことを考えていますか。具体的にご記入ください。

イ 利用者の声の把握とその声を反映する仕組みと苦情処理、およびサービスの向上策について、どのような対応を考えていますか。具体的にご記入ください。

ウ 施設の安全管理や、設備の保守・維持管理について、どのような視点で、どう対応されると考えていますか。具体的にご記入ください。

エ 防災・安全管理対策に関して、災害及び事故時の緊急避難体制、市や関係機関との連絡体制（施設設備の日常点検を含む。）などについて、具体的にご記入ください。

Ⅲ 施設の管理・運営費用の縮減について

今回の提案における管理・運営費用の縮減面のポイントを、具体的にご記入ください。

IV 安定した施設管理について

ア 類似業務（貸館・貸室事業、市民を対象とした講座や事業等）の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には、「該当なし」とご記入ください。

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間

※「類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類」があれば、添付してください。

イ 当施設における組織体制（職位、職種、人数）について具体的に図解してください。また、上部組織等（連合体を含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

ウ 職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員数	パート職員数	備考
月～土	～			
	～			
	～			
	～			
日	～			
	～			
	～			
	～			

※1週間のシフト表を作成し、1部提出ください。

(1) 常勤職員

担当する業務	人数

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

勤務条件の内容

職 種	常勤職員、パート職員、その他（ ）
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）
始業・終業の時刻	始業 時 分 ～ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間（ ）分
所定時間外労働の有無	所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	<ul style="list-style-type: none"> ・定例日：毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日：週・月当たり（ ）日、その他（ ）
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> 1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→（ ）日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有,無） →（ ）カ月経過で（ ）日 2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
賃 金	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本給 イ 月給（ ）円 ロ 日給（ ）円 ハ 時間給（ ）円 2 諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ） ロ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ） ハ（ ）手当 （ ）円 /計算方法：（ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）% 4 賃金締切日 毎月 日 5 賃金支払日 毎月 日 6 賃金の支払方法
退 職	<ul style="list-style-type: none"> 1 定年制（ 有（ ）歳 ， 無 ） 2 自己都合退職の手續（退職日の（ ）日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手續
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況（ 健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他（ ）） ・雇用保険の適用（ 有 ， 無 ） ・その他

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

エ 職員の採用計画について、資格・経験等、具体的にご記入ください。

オ 職員の研修計画について具体的にご記入ください。

V 地域経済の活性化の寄与策について

ア 地域経済活性化につながる施設の管理運営について、その方法を具体的にご記入ください。

イ 地域経済活性化につながる人材活用について、具体的にご記入ください。

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

管理に係る収支計画書

団体等名称 _____

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
収入合計 (A)							
項 目	指定管理料 (消費税 及び地方消費税込)						
	利用料金						
支出合計 (B)							
項 目							
	消費税 及び地方消費税						
	法人市民税 (均等割額)						
	法人県民税 (均等割額)						
	固定資産税						
収支(A) - (B)							

※ 年度ごとの積算内訳書を添付してください。

※ 消費税率は10%として作成してください。

質 問 書

団体等名称

担当者 氏 名

役 職

連絡先 電 話

F A X

メールアドレス

質 問 内 容

委任状

年 月 日

久留米市長 様
久留米市教育長 様

(委任者) 住所
団体名称
代表者名
電話番号

印

私は、下記のことを代理人に定め次の権限を委任します。

記

1. 受任者

住所
団体名称
代表者名
電話番号

印

2. 委任事項

- (1) 久留米市生涯学習センター等の指定管理者公募の申請に関する事項
- (2) 基本協定及び年度協定の締結に関する事項
- (3) 指定管理料の請求及び受領に関する事項
- (4) 業務履行に関する事項
- (5) その他協定履行に関する事項

3. 委任期間

令和元年8月16日から令和7年3月31日まで